



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

*17 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 1

○ 告示

497 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課) 1

498 県営ため池等整備事業の工事の完了 (農業農村整備課) 2

499 " (") 3

500 平成23年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施 (果樹園芸課) 3

501 平成23~28年度和歌山県物品電子調達システム更改等業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (総務事務集中課) 4

502 一般競争入札による落札者の決定 (") 7

○ 公告

入札公告 (総務事務集中課) 7

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第17号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年5月13日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (平成7年和歌山県人事委員会規則第1号) の一部を次のように改正する。

第8条の2中「赴く」を「赴き、又は見送るために赴く」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第497号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成23年5月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）コーナンPRO和歌山鳴神店
和歌山市鳴神字亀字田629-1 他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田耕造
大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田耕造
大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成23年12月27日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,529㎡
- 6 駐車場の収容台数
68台
- 7 駐輪場の収容台数
25台
- 8 荷さばき施設の面積
57㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
12㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
午前6時15分から午後9時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時から午後9時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成23年4月26日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成23年5月13日から同年9月13日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第498号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年5月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業平野岡池地区

- 2 確定年月日 平成21年7月9日
3 工事を完了した時期 平成23年3月31日

和歌山県告示第499号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年5月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業西川地区
2 確定年月日 平成21年11月13日
3 工事を完了した時期 平成23年3月30日

和歌山県告示第500号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条の規定により、平成23年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成23年5月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 適性試験及び講習の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会 場 名	所 在 地
6月29日	水	午後1時30分	日高川交流センター	日高川町高津尾718-3
6月30日	木	午後1時30分	那賀振興局	岩出市高塚209
7月22日	金	午後1時30分	有田振興局	湯浅町湯浅2355-1
7月25日	月	午後1時30分	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8
7月28日	木	午後1時30分	伊都振興局	橋本市市脇4-5-8
7月29日	金	午後1時30分	和歌山ビッグ愛	和歌山市手平二丁目1-2
8月9日	火	午後1時30分	上富田文化会館	上富田町朝来758-1

2 適性試験

試験は、視力、聴力及び運動能力について行う。

3 講習内容

- (1) 鳥獣の保護及び狩猟に関する法令 45分
(2) 鳥獣の判別 45分
(3) 猟具の取扱い 45分
(4) 鳥獣の保護管理 45分

4 適性試験及び講習対象者

- (1) 県内に住所を有し、平成20年9月15日から平成23年9月14日までの有効期間を有する狩猟免許を受けている者で当該狩猟免許と同種類の狩猟免許の更新を受けようとするもの。ただし、法第40条第2号、第3号又は第4号に掲げる者を除く。
(2) (1) の該当者のうち、有効期間が満了していない異なる種の狩猟免許を受けている者については、当該狩猟免許についても更新することができる。

5 携帯品

- (1) 狩猟免許適性試験及び更新講習受講票
(2) 筆記用具

(3) 講習テキスト

6 適性試験及び講習の申込み

適性試験及び講習を受けようとする者は、狩猟免許更新申請書1通に必要な事項を記載し、次の書類等を添付の上、受講を希望する適性試験及び講習の開催日の10日前までに住所地を管轄する振興局農業振興課に申し込むこと。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除くものとし、申込時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

(1) 写真1枚

最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル×横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,800円（和歌山県証紙）とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあつては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

ア 許可を受けていない者は、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）を提出すること。

イ 一眼が見えない者は、他眼の視野が左右150度以上であつて、網猟免許又はわな猟免許に係る適性試験にあつては視力が0.5以上であること、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る適性試験にあつては視力が0.7以上であることを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）を提出すること。

なお、申請後に事故があつた場合等によりやむを得ない場合は、試験実施後3日以内（県の休日を除く。）に上記の書類を提出すること。

7 その他

適性試験及び講習の開始時刻に遅れた者の受講は、認めない。

和歌山県告示第501号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成23～28年度和歌山県物品電子調達システム更改等業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成23年5月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度

平成23年度から平成28年度まで

(2) 調達業務の名称

平成23～28年度和歌山県物品電子調達システム更改等業務委託

2 一般競争入札に参加するものに必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げるすべての要件を満たしている者であつて、本件の競争入札参加資格審査において知事からその参加資格の認定を受けたものとする。

(1) 和歌山県役務の提供等に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づ

く入札参加に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の業種区分「（大分類）5情報処理の（小分類）1システム分析・開発」、「（大分類）5情報処理の（小分類）2システム運用・保守」及び「（大分類）13リース・レンタルの（小分類）3事務機器又は6その他リース・レンタル」に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格者名簿への登録について申請をする場合には、平成23年5月13日（金）から同年6月6日（月）までの間に、入札参加資格審査申請説明書により必要な申請を行うこと。

共同事業体（コンソーシアム）にあつては、構成員全員が上記の業種区分のいずれかに登録されている者であり、かつ、それらの登録された業種区分を合わせると上記の業種区分すべてを満たしていること。また、共同事業体（コンソーシアム）の代表者にあつては、上記の業種区分の「（大分類）5情報処理の（小分類）1システム分析・開発及び2システム運用・保守」に登録されている者であること。

(2) 調達業務の実施について、和歌山県の示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。

なお、その作業実施計画書については、入札参加資格審査申請時に、必要な説明を行い、所要の認定を受けること。

(3) この調達業務の処理の技術上の管理をつかさどる主任技術者（専門の知識及び経験を有する技術者をいう。）は、電子調達システムの開発・運用に精通するとともに、この調達業務で構築する物品電子調達システムに類似する国又は地方公共団体のシステムについての開発経験を持ち、電子入札、仮想化技術、認証技術、電子証明書、その他調達システムの開発に必要な知見を有する者であること。また、その主任技術者は、次のいずれかの資格を有する者であること。

ア 経済産業大臣認定のプロジェクトマネージャ（PM）資格

イ 米国プロジェクトマネジメント協会（PMI）認定のプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）資格

なお、主任技術者のシステム開発経験、有する資格等については、入札参加資格審査時に、主任技術者の経歴書、資格証明書の写し等を提出し、所要の認定を受けること。

(4) 平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間において、国、都道府県、政令指定都市又は和歌山県内市町村との間に、物品電子調達システムに類するものの構築（更改等の改修を含む。）又はその運用・保守管理についての契約実績（正当に履行されたものに限る。この場合において、運用・保守管理については2か年以上正当に履行されているものを含む。以下「国等との契約実績」という。）を有する者又は国等との契約実績を有しないが知事が同種の契約実績を有すると認める者であること。

なお、その契約実績については、入札参加資格審査時に、それを証明する契約書の写し等を提出し、所要の認定を受けること。

共同事業体（コンソーシアム）にあつては、その代表者がこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県の担当職員が受注者に対し常時契約履行状況に関する調査・監督を的確に行える体制を構築する者であること。

なお、その体制については、入札参加資格審査時に、システム分析・開発、システム運用・保守及び関係機器のリースのそれぞれについて説明する書面を提出し、所要の認定を受けること。

3 競争入札参加資格審査申請書類

(1) この一般競争入札の競争入札参加資格審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格者名簿に登録された旨の通知書の写し（ただし、2の（1）のなお書きにより新たに入札参加資格者名簿への登録について申請をしている場合には、その申請している業種区分のものについては不要とする。）

ウ 2の（2）に係る作業実施計画書

エ 2の(3)に係る主任技術者の経験及び資格等を証する書類

オ 2の(4)に係る事業実績を証する書類

カ 2の(5)に係る構築する体制について説明する書面

キ 共同事業体（コンソーシアム）にあつては、その共同事業体（コンソーシアム）に係る構成員の協定書の写し

(2) (1) のア、ウ、エ、オ及びカに掲げる申請書類については、和歌山県で定めるものを使用するものとし、これらの用紙は、平成23年5月13日（金）から平成23年6月6日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に6に掲げる場所で配布を行うものとする。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査及び事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成23年6月6日（月）までの間に和歌山県会計局総務事務集中課に対して、書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査及び事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室（和歌山県庁本館2階）

(2) 日時

平成23年5月25日（水）午後2時から

5 入札参加資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成23年5月26日（木）から平成23年6月7日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に6に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格審査申請書類は、持参により提出しなければならないものとする。

6 入札参加資格審査申請に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県会計局総務事務集中課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2293

ファクシミリ番号 073-441-2288

e-mail e1202002@pref.wakayama.lg.jp

7 入札参加資格審査申請書類に使用する言語

入札参加資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 入札参加資格審査の結果通知

入札参加資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により平成23年6月14日（火）までに通知するものとする。共同事業体（コンソーシアム）にあつては、その代表者に対して通知するものとする。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成23年6月16日（木）までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参により提出しなければならないものとする。

(4) (1) の説明を求めた者に対する回答については、平成23年6月21日（火）までにその説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第502号

平成23年度「県民の友」印刷業務の請負契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年5月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
平成23年度「県民の友」印刷業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
- 3 落札者を決定した日
平成23年3月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社第一製版印刷
和歌山市西浜1660-421
- 5 落札金額
40,682,520円（単価契約に基づき算定した見込額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成23年2月15日

公 告

入 札 公 告

平成23～28年度和歌山県物品電子調達システム更改等業務委託に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成23年5月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達年度
平成23年度から平成28年度まで
 - (2) 調達業務の名称
平成23～28年度和歌山県物品電子調達システム更改等業務委託
 - (3) 調達業務の内容
システム分析・開発、システム運用・保守及び機器のリース
入札説明書による。
 - (4) 業務（役務）を調達する部局
和歌山県会計局総務事務集中課
 - (5) 業務の期間（契約期間）
平成23年6月23日（木）から平成29年3月31日（金）まで
入札説明書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成23年和歌山県告示第501号で定めた平成23～28年度和歌山県物品電子調達システム更改等業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査方法等によるものとする。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

平成23年5月13日（金）から平成23年6月6日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) 入札説明書について質問のある者は、5に掲げる資格審査及び事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成23年6月17日（金）午後5時30分までの間に和歌山県会計局総務事務集中課に対して書面（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により質問を行うものとする。

5 資格審査及び事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（和歌山県庁本館2階）

(2) 日時

平成23年5月25日（水）午後2時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（和歌山県庁本館2階）

イ 入札日時

平成23年6月22日（水）午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イ に同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、当該競争入札への参加資格がある旨の和歌山県からの審査結果通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により、当該競争入札への参加資格がある旨の和歌山県からの審査結果通知書の写しを同封の上、平成23年6月21日（火）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記入された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落

札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記入することとする。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

共同事業体（コンソーシアム）として落札した者が契約を締結する場合においては、その構成員のうちの代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付するものとする。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

共同事業体（コンソーシアム）として落札した者が契約を締結する場合において、構成員のうちの代表者が契約保証金の納付の免除を受けることができるときは、共同事業体（コンソーシアム）として契約保証金の納付の免除を受けることができるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

共同事業体（コンソーシアム）にあつては、構成員のいずれかが上記の無効とする入札に該当するときは、その共同事業体（コンソーシアム）としてした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県会計局総務事務集中課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代えて当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2293

ファクシミリ番号 073-441-2288

e-mail e1202002@pref.wakayama.lg.jp

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(3) 契約書作成の可否

要

(4) 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

(5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達役務についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products/services to be purchased:

System analysis/development, System operation/maintenance, leasing of equipments

(2) Date/time of bidding:

11:00am 22 June 2011 (Deadline for bids submitted by mail:17:00pm 21 June 2011)

(3) Inquiries:

Business Center Division, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama-shi, 640-8585 Japan

TEL 073-441-2293

FAX 073-441-2288

e-mail e1202002@pref.wakayama.lg.jp